

平成 25 年 7 月 16 日  
(株)構造計画プラス・ワン  
早稲倉章悟

## 第 7 回建築基準制度部会 ヒアリング説明資料

### 1. 申請業務における設計者の対応

#### 1.1 適合性判定審査の流れ（別紙 図 1 参照）

- (1) 「事前相談→事前審査→本申請」の流れで審査を行う。但し、適合性判定機関が事前審査を実施していない場合あるいはスケジュールに制約がある場合などは事前審査を行わない場合もある。事前相談および事前審査は、今の法令上では位置づけられていないものであるが、一部の確認検査機関ないしは適合性判定機関が運用のため実施しているものである。
- (2) 事前相談は、工学的判断の必要な事項に対しての相談を行う。特殊案件でなければ、構造概要説明やスケジュール確認だけの場合もある。事前審査は、本申請とほぼ同じ資料で審査を行うが、スケジュールによって、本審査と全く同様の審査を行う場合や、大きな問題がないかだけを確認する場合などがある。
- (3) 事前相談は、基本計画段階から事前申請までの間に必要に応じて行う。
- (4) 事前審査は、確認検査機関の事前審査とほぼ同時に行うことが多い。また、事前審査と平行して工事費の見積を行い、工事費調整後に本申請を出す事例が多い。
- (5) 事前申請から本申請までの期間は、1 か月くらいを見込んでいる。初回の指摘がでるまで長くて 1 週間程度である。構造対応自体は 1 か月もかからない場合が多いが、意匠、設備の事前審査、工事費調整等のため、本申請までの期間が長くなる場合もある。
- (6) 本申請のタイミングとしては下記の 3 パターンが考えられる。

(ア) 事前相談→本審査（事前審査が行えない場合、事前審査を行うスケジュールの余裕のない場合）

(イ) 事前相談→事前審査→指摘の補正→補正内容審査→本審査

(ウ) 事前相談→事前審査→指摘の補正→本審査

(イ) の場合で、本申請前に確認検査機関の事前審査の補正も完了している場合には、本審査の内容を簡略化できる（補正した資料と本申請資料が同じ内容であることを確認するだけでよい）。

(ウ) の場合は、事前審査のない場合と同様の審査を行うこととなる。

#### 1.2 確認検査機関、適合性判定機関との関係

- (1) 確認検査機関、適合性判定機関の審査順序は、事前審査の場合、平行審査が多く、本審査の場合、直列審査が多い。但し、本審査の場合でも、確認検査機関の整合確認が取れたものに関しては、その後の確認審査・適合性判定を平行審査とできる場合もある。

- (2) 確認検査機関から適合性判定に絡む指摘がなされることがあり、確認検査機関と適合性判定機関の指摘に相違のある場合もある。直列審査の場合は、それぞれの指摘にそれぞれ回答しなければならない。その際、確認検査機関から適合性判定機関への申し送り事項となる場合もある。一方、並列審査の場合は、適合性判定機関の判断が優先されることが多い。

### 1.3 適合性判定機関の決まり方

- (1) 地域や確認検査機関によっては、適合性判定機関が選択できない場合がある。
- (2) 設計側で選択のできる場合は、構造設計者が選択する場合が多い。発注者、意匠事務所から指定をされる場合もある。
- (3) 構造設計者が選択する場合の選択方法は様々であるが、常に同じ判定機関を選択する事務所もあれば、特定の機関にこだわらず物件毎に判定機関を選定する事務所もある。
- (4) 事前相談が可能か、スケジュールに支障がないかなどが選択の理由となる。

### 1.4 適合性判定機関の業務体制

- (1) 特定の都道府県のみで指定されている適合性判定機関の場合、非常勤判定員の割合が多いように感じる。民間の適合性判定機関は常勤の判定員が多い。

## 2. 実務上の問題点

- (1) 判定員毎に判定基準や審査の着目点が異なり、同じ適合性判定機関内でもその指摘の内容に整合がとられていない場合がある。
- (2) 事前相談、事前審査が十分に行われなかった場合、本審査で影響の大きな指摘を受ける可能性があり、その補正による工事費の増額や全体スケジュールの変更などに対して、発注者、設計者ともにリスクを負っている。特に、官公庁物件の場合は、工事費の増額が難しいが、設計、積算の業務終了後に本申請という流れが一般的であり、この問題が顕著である。事前相談、事前審査が十分に行われなかった理由には以下のようなものがある。
- (ア) 事前相談が書面でしか行われなかった場合がある。特に非常勤の判定員が多い場合、その傾向がある。書面での相談は、設計者が適合性判定機関に直接事前相談を行うことはできず、確認検査機関を介して行わなければならないことが多い。事前相談の手続きは、例えば次のようになり、回答までに相当の日数を要することになる。

[設計者]事前相談書の作成

- [設計者]確認検査機関への送付
- [確認検査機関]適合性判定機関への送付
- [適合性判定機関]確認検査機関または設計者へのヒアリング
- [適合性判定機関]回答書の作成
- [適合性判定機関]確認検査機関への回答書送付
- [確認検査機関]設計者への回答書送付

- (イ) 事前相談する内容は簡単に書面に記載できるものばかりでないことがある。書面での事前相談はあくまで設計者側からの発信しかできないため、適合性判定員が独自の判断基準を持っている場合には書面での事前相談では解決しない。
  - (ウ) 対面で事前相談を行える場合でも、判定員がその時間内で十分に建物の内容を把握することは困難であり、相談だけでは全ての問題点を洗い出せない。また、事前相談の時点では、適合性判定の担当者が決まっておらず、実際の判定者と事前相談担当者が異なる場合がある。
  - (エ) 事前相談時点の資料では、数値的根拠が十分でない場合がある。
  - (オ) 適合性判定機関によっては事前審査を実施していない。また、地域や建物規模によっては、適合性判定機関を選定できない。
- (3) 適合性判定に対する異議申し立ては相当の日数を要するため、そのプロセスを実際のプロジェクトで行うのは現実的ではない。
  - (4) 非常勤の判定員による審査の場合、審査日、ヒアリング、質疑回答の判定日などが勤務日に限られている場合があり審査に日数を要する。

### 3. 事前相談、事前審査の必要性

- (1) 事前相談を対面等で行うことで、設計者と判定員の意見交換ができ、担当判定員の判定基準を事前に把握することができる。特に、建物全体の解析モデルのモデル化に影響するような事項である場合には、大幅な設計の見直しが必要になることもあるため、必要に応じて円滑に相談を行える環境が必要である。
- (2) 相談事項によっては判断に数値的根拠が必要な場合もあり、結果的には最終的な設計図書での判断となることもある。また、判定員としても設計図書を十分にチェックしないと気付かない問題点も存在する。このため、事前相談だけでは全ての問題点の洗い出しは困難である。また、本申請時の指摘に対する大幅な設計変更は困難であるため、事前審査を行い、本申請前に問題点を把握しておくことが重要である。これにより現時点で、発注者、設計者ともに背負っているリスクを回避することができると考えられる。

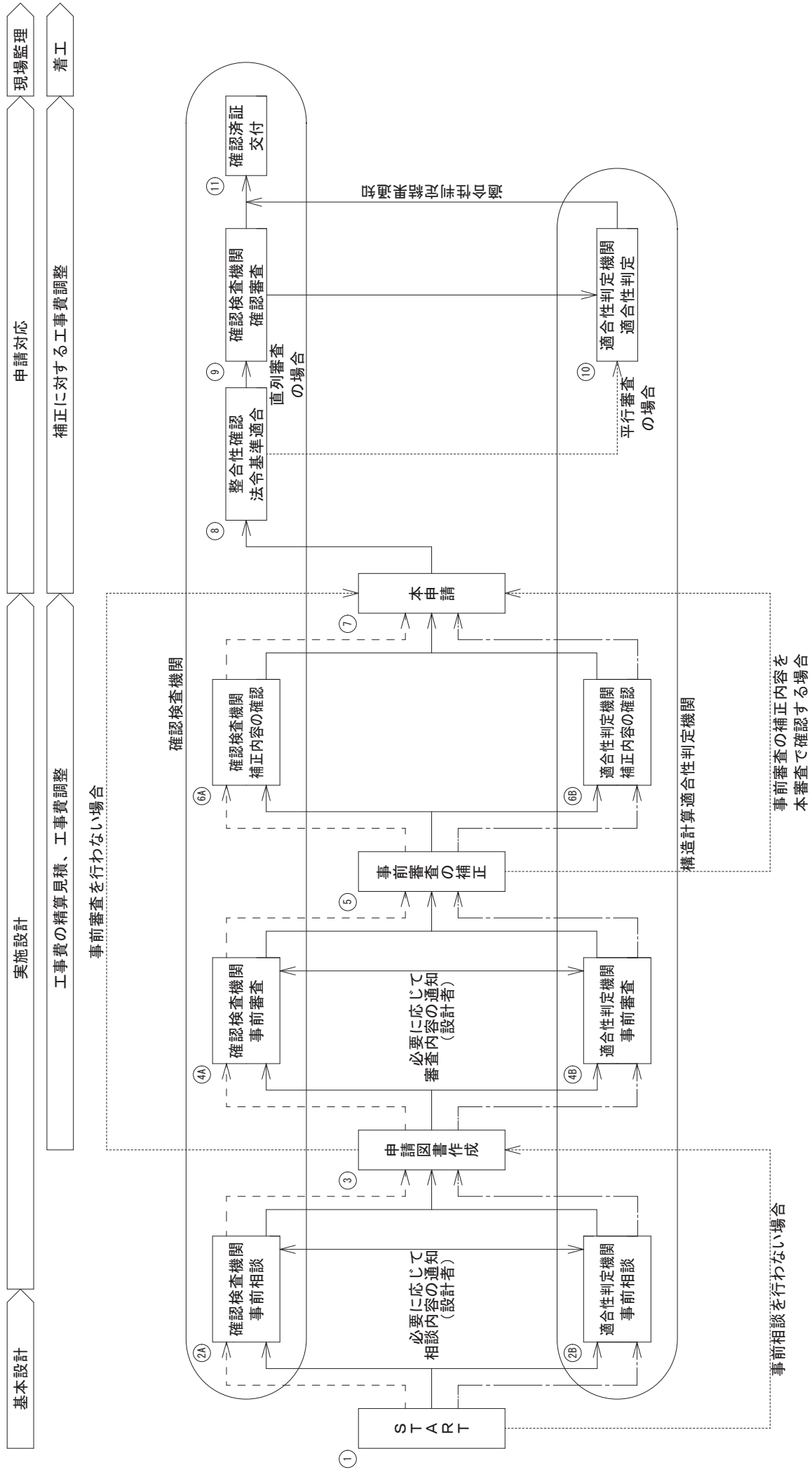


図 1 申請手続きの例